新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン追補版No.１のQ&A

１）基本方針の追加

1.－(1) 会員企業は従事者の体調管理の徹底を図るため、全従事者に朝の検温を実施し、その記録を管理する事。また、室内での密閉を防ぐために一定時間毎の換気を徹底する事。

【Ｑ】

全従業員の検温実施と記録保管について、プライバシーに関する内容だが必ず行わなければならないのか。

【Ａ】

ガイドラインはあくまで指標、指針であり強制力はありません。各社の状況によって、感染が発生した場合のリスクを勘案し運用して下さい。重要なことは、リスクの兆候を吸い上げ各社の次の対応にいち早く結び付けられる体制を構築しておくことです。

一律検温、管理に変えて、

■社員に毎朝の健康確認並びに検温の実施を指示し、37.5 度以上の発熱症状が認められる場合は、会社を休み外出を控えるよう指示する。

■検温の協力が得られない場合、各事業所に非接触型体温計を配備し、出社時の検温を指示し、37.5度以上の者をスクリーニングする。

など工夫をお願いします。

２）基本方針６(社内での感染者発生の場合)の具体的手順等について

(感染者発生時の業務継続に関して)

② 感染社員、濃厚接触社員の不在の間の業務継続方法、引継ぎ方法など事前に定めておく。基本線は、3密状態を避け感染者が出た建屋で勤務するもの全員が濃厚接触者にならないような工夫をする。下記に具体的な例を示す。

(5) 消毒等で立ち入りが出来なくなる３、４日分の在庫を別の倉庫等に分散保管するなど供給の空白をつくらない。

【Ｑ】

消毒により３、４日分の在庫が動かせなくなるのは問題であり、その分を他に確保することは大きな負担を強いられる。また、消毒された製品の品質は問題ないのか、得意先から消毒液のかかった製品の納品を断られたらどうするのか。

【Ａ】

追補版No.１においても示したとおり、「消毒に関しては各保健所の指示に従う」ことになります。消毒対象、エリアなどがどのように判断され実施されるのかは一概に言えません。

従って、別の場所での保管が難しいのであれば、営業担当者は倉庫にアクセスできない業務マニュアルを検討するなどこの状況の中で自社がどう業務継続していくか工夫して下さい。答えは一つではありません。各社に最もマッチした方式を選択願います。

なお、消毒された製品の品質の問題については、当該薬務主管課及びメーカーに相談して確認するようお願いします。